

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、萬世電機株式会社と称し、英文では MANSEI CORPORATION と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具の販売
- (2) 照明機械器具の販売
- (3) 産業機械器具の販売
- (4) 通信並びに電子機械器具の販売
- (5) 医療機械器具の販売
- (6) 電気工事、管工事、機械器具設置工事、土木工事並びに建築工事の請負
- (7) 建築材料の販売
- (8) 高圧ガス機器並びに高圧ガスの販売
- (9) 食品の販売
- (10) 産業用・工業用並びに家庭用電気機械器具、照明機械器具、コンピュータ機器、事務用機器、半導体、有線・無線並びに電子通信機器、医療用機械器具、建築用資材、高圧ガス機器並びに高圧ガス、食糧品の輸出入
- (11) 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (12) 労働者派遣事業法に基づく労働者の派遣事業
- (13) 電話申込み加入の手続代行業務
- (14) 前各号に関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株主の売渡請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

第10条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第11条 (株主名簿管理人)

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条 (株式取扱規定)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第13条 (基準日)

- 1 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第14条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

第15条 (招集者及び議長)

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第16条 (電子提供措置等)

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第17条 (決議の方法)

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第21条 (取締役の選任方法)

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (取締役の任期)

1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (代表取締役及び役付取締役)

1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (相談役及び顧問)

当会社は、必要に応じて取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。

第25条 (取締役会の招集権者及び議長)

1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第26条 (取締役会の招集通知)

1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第27条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第28条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 30 条 (取締役会規定)

取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第 31 条 (取締役の報酬等)

- 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。
- 2 前項の取締役の報酬には、取締役が従業員を兼ねる場合に受ける従業員の給与は含まない。

第 32 条 (社外取締役の責任免除)

当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 33 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 34 条 (監査役の選任)

- 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 35 条 (監査役の任期)

- 1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 37 条 (監査役会の招集通知)

- 1 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

第 38 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 40 条 (監査役会規定)

監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

第 41 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 42 条 (社外監査役の責任免除)

当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 43 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 44 条 (会計監査人の任期)

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

第 45 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 46 条 (期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 47 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 48 条 (期末配当金等の除斥期間)

- 1 当会社の期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。